

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲 1」という。）、盛岡市（以下「甲 2」という。）、宮古市（以下「甲 3」という。）、大船渡市（以下「甲 4」という。）、花巻市（以下「甲 5」という。）、北上市（以下「甲 6」という。）、久慈市（以下「甲 7」という。）、遠野市（以下「甲 8」という。）、一関市（以下「甲 9」という。）、陸前高田市（以下「甲 10」という。）、釜石市（以下「甲 11」という。）、二戸市（以下「甲 12」という。）、八幡平市（以下「甲 13」という。）、奥州市（以下「甲 14」という。）、滝沢市（以下「甲 15」という。）、雫石町（以下「甲 16」という。）、岩手町（以下「甲 17」という。）、紫波町（以下「甲 18」という。）、矢巾町（以下「甲 19」という。）、西和賀町（以下「甲 20」という。）、金ケ崎町（以下「甲 21」という。）、平泉町（以下「甲 22」という。）、住田町（以下「甲 23」という。）、大槌町（以下「甲 24」という。）、山田町（以下「甲 25」という。）、岩泉町（以下「甲 26」という。）、田野畑村（以下「甲 27」という。）、軽米町（以下「甲 28」という。）、野田村（以下「甲 29」という。）、九戸村（以下「甲 30」という。）、洋野町（以下「甲 31」という。）及び一戸町（以下「甲 32」という。）（以下甲 1 から甲 32 までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、人孔、ポンプ等の付属施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 豪雨・洪水による災害
- (3) 大規模な事故等による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の対象施設）

第 3 条 乙の復旧支援の対象とする施設は、甲の所管する下水道管路施設とする。

（復旧支援の内容）

第 4 条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の要請)

第5条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、第11条第1号に規定する甲の事務局が甲1から甲32までの支援の要請を取りまとめた上で、次条に定める手続により、第11条第2号に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第7条 乙は、第5条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第8条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに、第11条第1号に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域災害)

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

(事務局)

第11条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水環境課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲32までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙の双方から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに1年間継続されるものとし、次年度以降も同様とする。

2 乙は、協定の有効期間を継続された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲32までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

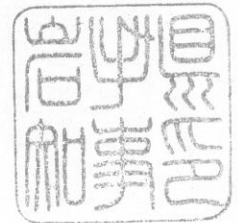
第14条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とするものとする。

この協定を証するため、本書33通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月 28日

甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達 増 拓 也



甲2 岩手県盛岡市愛宕町6-8

盛岡市上下水道事業管理者

平 野 耕 一 郎



甲3 岩手県宮古市長町1-2-1

宮古市長 山 本 正 徳



甲 4 岩手県大船渡市盛町字津野沢 15

大船渡市長 戸 田 公 明



甲 5 岩手県花巻市花城町 9-30

花巻市長 上 田 東 一



甲 6 岩手県北上市芳町 1-1

北上市市長 高 橋 敏 彦



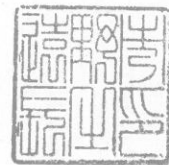
甲 7 岩手県久慈市川崎町 1-1

久慈市長 遠 藤 譲 一



甲 8 岩手県遠野市東館町 8-12

遠野市長 本 田 敏 秋



甲 9 岩手県一関市竹山町 7-2

一関市長 勝 部 修



岩手県

大船渡市

盛町

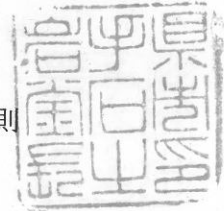
甲 10 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42-5

陸前高田市長 戸 羽 太



甲 11 岩手県釜石市只越町 3-9-13

釜石市長 野 田 武 則



甲 12 岩手県二戸市福岡字川又 47

二戸市長 藤 原 淳



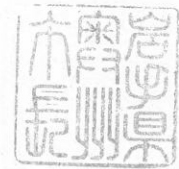
甲 13 岩手県八幡平市大更 35-62

八幡平市長 田 村 正 彦



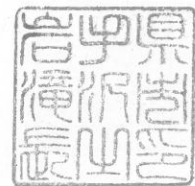
甲 14 岩手県奥州市水沢区大手町 1-1

奥州市長 小 沢 昌 記



甲 15 岩手県滝沢市中鵜飼 55

滝沢市長 柳 村 典 秀



甲 16 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1

雫石町長 深谷 政 光



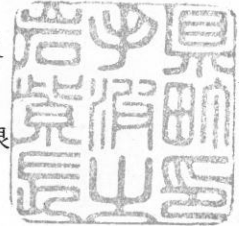
甲 17 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44

岩手町長 民部田 幾 夫



甲 18 岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23-1

紫波町長 熊 谷 泉



甲 19 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123

矢巾町長 川 村 光 朗



甲 20 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71

西和賀町長 細 井 洋 行



甲 21 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

金ヶ崎町長 高 橋 由 一



甲 22 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町長 菅原正義



甲 23 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96-1

住田町長 多田欣一



甲 24 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3

大槌町長 碓川



甲 25 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20

山田町長 佐藤信逸



甲 26 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町長 伊達勝身



甲 27 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村長 石原弘



甲 28 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町長 山本 賢一



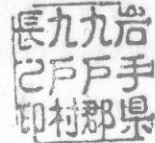
甲 29 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

野田村長 小田 祐士



甲 30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

九戸村長 五枚橋 久夫



甲 31 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27

洋野町長 水上 信宏



甲 32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

一戸町長 稲葉 暉



乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健 司

